

鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表

現行 (令和3年版)				改定後 (令和6年版)				改定理由			
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し		訂正・追加	追加仕様事項	
1-1-1-1	適用				1-1-1-1	適用	2	仕様書の適用	追加	工事の契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書(https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm)によること。	現場説明書(一般的事項)から移行
1-1-1-3	設計図書 の照査	溶接種別の確認 等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置(以下、「落橋防止装置等」)における設計図書の照査にあたっては、(一社)建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して(要請書)」(平成27年12月25日付)を踏まえて実施すること。なお、(一社)建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のアドレスを参照すること。 アドレス: <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/chisei/pdf/yousetsu.pdf">http://www.cgr.mlit.go.jp/chisei/pdf/yousetsu.pdf</a>	1-1-1-3	設計図書 の照査		溶接種別の確認 等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置(以下、「落橋防止装置等」)における設計図書の照査にあたっては、(一社)建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して(要請書)」(平成27年12月25日付)を踏まえて実施すること。なお、(一社)建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。 ウェブページアドレス: <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf">http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf</a>	修正
					1-1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録			追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ(CORINS)への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 ②受注者は、①によりメール送信された「登録のためのお願い」について監督員から確認を受ける。 ③「登録内容確認書」については、コリンズから監督員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	新規追加
									追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。	新規追加
1-1-1-6	監督員	技能士	追-2	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士(型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等)を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し(縮小可)を添付の上、監督員に報告すること。ただし、 <b>自社施工監督要領</b> に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士に従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。 また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。 名札については以下「技能士名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 	1-1-1-6	監督員		技能士	追加	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士(型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等)を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し(縮小可)を添付の上、監督員に報告すること。ただし、「 <b>鳥取県土木整備部自社施工対象工事適正実施要領</b> 」(平成21年6月3日付第200800165845号県土木整備部長通知)に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士に従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。 また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。 名札については以下「技能士名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 	修正
1-1-1-9	工事の下請 負			(4) 1件500万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。	1-1-1-9	工事の下請 負				1件500万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。	誤植
								消費税及び地方 消費税の適正転 嫁等について	追加	下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。	現場説明書(一般的事項)から移行
								下請関係の適正 化について	追加	1. 工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日第201400102617号県土木整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。 2. 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」(平成19年8月15日付200700071998号県土木整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者(共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。)は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。 3. 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者(県内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。 4. 工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2311号鳥取県土木整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。 また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。 5. 建設業退職金共済制度への加入等 (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。 (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。 (3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。	現場説明書(一般的事項)から移行
1-1-1-14 ～ 1-1-1-16	設計変更ガイド ライン等の遵守 義務づけについ て	追加		設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン等について」(平成30年3月7日付通知)によることとする。	1-1-1-14 ～ 1-1-1-16	設計変更ガイド ライン等の遵守 義務づけについ て			追加	設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン等について」(平成30年3月7日付第201700291931号県土木整備部長通知)によることとする。	追記
								契約方式につい て	追加	本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。	現場説明書(一般的事項)から移行
					1-1-1-19	建設副産物			追加	建設汚泥の処理においては、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについて」(国土交通事務次官平成18年6月12日国官技第46号、国官総第128号、国官計第36号、国総第19号)及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」(大臣官房技術調査課長、大臣官房公共事業調査室長、大臣官房官庁営繕部計画課長、総合政策局事業総括調整官平成18年6月12日国官技第48号、国官総第131号、国官計第38号、国総第21号)を遵守し適正に処理すること。 なお、上記通知類については下記ホームページに掲載している。 国土交通省リサイクルウェブページアドレス:	新規追加





鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表

現行（令和3年版）				改定後（令和6年版）				改定理由			
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し		訂正・追加	追加仕様事項	
				は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。 i) 調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 ii) 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 iii) 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 iv) 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 ③監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 ④安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 ⑤点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。						は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。 i) 調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 ii) 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 iii) 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 iv) 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 ③監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 ④安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 ⑤点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。	
							UAV等を使用する際の安全面への配慮について	追加	受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。	新規追加	
1-1-1-31		環境対策			1-1-1-31		建設資材材の使用について	追加	1. 工事に使用する資材の使用順位は、次のとおりとする。 (1) 「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）（ <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htm</a> ）に基づくリサイクル製品（以下「リサイクル製品」という。）のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品（以下「グリーン製品」という。）又は鳥取県認定グリーン商品（以下「グリーン商品」という。）であって、県内産資材であるもの。 (2) リサイクル製品のうち、エコマーク認定を受けたりリサイクル製品（以下「エコ製品」という。）等であって、県内産資材であるもの。 (3) リサイクル製品以外の、県内産資材。 (4) リサイクル製品のうち、グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの。 (5) リサイクル製品のうち、エコ製品であって、県外産資材であるもの。 (6) リサイクル製品以外の、県外産資材。 2. 県外産資材を使用する場合の取り扱い (1) 県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。 3. 建設機械の使用について (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。 (2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。 また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。	現場説明書(一般的事項)から移行	
					1-1-1-35		諸法令の遵守について	追加	1. 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。 2. 建設業からの暴力団排除の徹底について (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。 (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査に必要な協力を行うこと。 (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。 3. 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。	現場説明書(一般的事項)から移行	
					1-3-8-4	3	型枠穴の補修	追加	型枠セパレーターで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレーター端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。 また、モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる。 型枠穴の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。	新規追加	
2-1-2		工事材料の品質	追加	受注者は、工事に使用する材料については、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、各号の定めにより事前に監督員の確認又は承諾を得なければならない。 (1) 一般材料、レディーミクストコンクリート (ア) J I S の表示許可を受けた材料を使用する場合は、工事材料使用届及び工事材料承諾書の取扱いについて（県土整備部長通知、平成24年1月16日第201100152778号）（以下「工事材料使用届等の取扱い」という。）により、工事材料使用届（以下「使用届」という。）を監督員に提出しなければならない。 (イ) J I S の表示許可を受けていない材料を使用する場合は、工事材料使用届等の取扱いにより、工事材料使用承諾書（以下「承諾書」という。）を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、工事材料使用承諾書の簡素化について（県土整備部長通知、平成15年3月4日管第2732号）により、工事材料事前承諾書の承諾を得た一般材料を使用する場合は、「使用材料一覧表」の材料名欄に事前承諾番号を付記することにより、製品カタログ等の提出を省略できるものとする。 (2) アスファルト混合物 (ア) アスファルト混合物の使用に係る取扱い（県土整備部長通知、平成23年12月27日第201100141604号）（以下「アスファルト混合物の取扱い」という。）により、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。 (イ) アスファルト混合物の取扱いにより、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾書を監督員に提出し承諾を得なければならない。	2-1-2		工事材料の使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、契約図書とその外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱い要領(令和5年12月5日付第202300204832号県土整備部長通知 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm</a> )に従うこと。	最新要領の適用	
					3-2-3-32		かごマット	追加	表3-2-10、表3-2-12における「JISH0401」表記は、「JISG3547」に読み替える。	新規追加	
					3-2-6-3		アスファルト舗装の材料	追加	アスファルト混合物の動的安定度は以下の規格に適合するものとする。 密粒度アスコン（改質Ⅰ型） 500回/mm以上 粗粒度アスコン（改質Ⅰ型） 3,000回/mm以上 密粒度アスコン（改質Ⅱ型） 3,000回/mm以上	新規追加	
10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3桁製作工」に準ずる。 2. 溶接検査 ①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 ②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を	10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3桁製作工」に準ずる。 2. 溶接検査 ①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。 ②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を	追記	

鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表

現行（令和3年版）				改定後（令和6年版）				改定理由
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	
			<p>行うこと。</p> <p>③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</p> <p>3. 溶接施工</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。 なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>4. 発注者による非破壊試験検査</p> <p>発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>6. 上記1.～5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>				<p>行うこと。</p> <p>③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。 なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</p> <p>3. 溶接施工</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。 なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>③ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合は、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下 URL に「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。 ウェブページアドレス： <a href="http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</a></p> <p>4. 発注者による非破壊試験検査</p> <p>発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>6. 上記1.～5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>	